

書 評

塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編

『福祉の公共哲学』

(東京大学出版会, 2004年)

福祉の公共哲学か、福祉国家の哲学か

瀧川裕英

1 はじめに

年金, 医療, 生活保護…。現代政治の中心的争点は, イデオロギーや憲法ではなく, 社会保障にある。本書は, 社会福祉・社会保障を, その規範的基礎に遡って考える際に必読の文献である。近年数多く出版されている社会保障関連の文献の中でも, 質・量ともに特に注目に値する書籍であるといつてよい。本書所収の各論考は, 経済学・法哲学・政治哲学・社会学といったそれぞれの理論的立脚点から, 社会保障の制度と理念を論じている。いずれの論考も豊かな内容を持ち, 本格的に論評するならば, 各論考について少なくとも本稿と同程度の紙幅が必要となるだろう。私が試みるのは, 本書の溢れる魅力を伝えつつ, 本書のプロジェクトが見逃している重要な論点を提示することである。

2 各論考の要約とコメント

本書の概要を効率的に紹介するために, まず本書全体の目次を掲載しておこう。

はしがき (編者)

- 第 1 章 社会保障論の公共哲学的考察 (山脇直司)
- 第 2 章 二つの「方法論争」と福祉国家 (塩野谷祐一)
- 第 3 章 ロールズの正義論と福祉国家 (塩野谷祐一)
- 第 4 章 ロールズにおける「福祉国家」と「財産所有制民主主義」 (渡辺幹雄)
- 第 5 章 センの潜在能力アプローチと福祉国家システムの構想 (鈴木興太郎)
- 第 6 章 ハイエクと社会福祉 (嶋津格)

- 第 7 章 ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論 (長谷川晃)
- 第 8 章 リバタリアンが福祉国家を批判する理由 (森村進)
- 第 9 章 分配論の構図 (立岩真也)
- 第 10 章 福祉にとっての平等理論 (盛山和夫)
- 第 11 章 福祉国家の改革原理 (新川敏光)
- 第 12 章 就労・福祉・ワークフェア (宮本太郎)
- 第 13 章 福祉国家とケアの倫理 (今田高俊)
- 第 14 章 正義とケア (後藤玲子)
- 補論 1 福祉公共哲学をめぐる方法的対立 (小林正弥)
- 補論 2 規範理論の整合化と重層的福祉保障の構想 (後藤玲子)

こうして目次を一覧するだけでも, 知的イマジネーションが喚起されるだろう。本書各論考の要約は, 「はじめに」および「補論 1」にある。ここでは, 各論考の要点をごく簡潔に紹介し簡単なコメントを記すことにしよう。

第 1 章 (山脇論文) は, 公共哲学の学問性格を規定し, その上で社会保障論の公共哲学が近現代にどのように展開してきたかを, ドイツ・イギリス・日本を例にとりつつ考察している。その規定によれば, 公共哲学は, 国家と私的経済活動の公私二元論に代えて, 人々=民の社会活動によっても公共性が担われるという三元論を採用する。学際性を特徴とする公共哲学によって, 社会保障の制度分析・理念探求・政策提言が可能になるとされる (公共哲学の詳細な紹介として, 山脇直司『公共哲学とは何か』(筑摩書房, 2004) がある)。

第 2 章 (塩野谷論文) は, 理論経済学と歴史派経済

学との間の方法論争と、リベラリズムと共同体主義との間の論争を、共通の議論平面に位置づけようとする。それぞれの理論の位置づけと前提となる理論区分には疑問の余地があるものの、その着想は刺激的であり、そこから導出される共同体の静態理論・動態理論は、示唆的である。

第3章(塩野谷論文)は、ロールズの正義論を、「保険」の論理によって社会保障制度を正当化する理論として捉えようとする。その上で、社会保障制度は消極的なセーフティー・ネットにとどまることなく、人間の能力開発と卓越の実現を目指す「ポジティブな社会保障」に進むべきだとし、正義の理論ではなく卓越の理論こそが社会保障を指導すべきだと主張する(議論の詳細は、塩野谷祐一『経済と倫理——福祉国家の哲学』(東京大学出版会, 2002)で展開されている)。もっとも、ポジティブな社会保障がどのような具体的制度を導出するかは、本論文では展開されていない。

第4章(渡辺論文)は、ロールズが福祉国家資本主義を批判して、代替制度として財産所有制民主主義を提示したことに着目して、この二つの制度構想の相違を明確化している。その上で、ロールズは、最低水準の生活を保障する福祉国家の擁護者ではなく批判者であり、市民の政治参加の重要性を強調する共和主義に傾斜しているとの興味深い結論を引き出している。

第5章(鈴木論文)は、センの潜在能力アプローチが、自己の福祉を実現する自由である福祉的自由だけでなく、社会の制度的ルールの決定過程に参加する自由である行為主体的自由をも含むことを指摘する。その上で、福祉国家の経済システムとして、競争政策・調整政策・社会的安全網の3つのサブ・システムからなる分権的競争メカニズムを構想している。その包括的な制度構想は魅力的だが、競争政策と社会的安全網の他に、なぜ調整政策が必要なかは明らかでない。

第6章(嶋津論文)は、ハイエクの理論が社会福祉についていかなる含意を持つかを検討する。その結果浮かび上がってくるのは、ハイエクと社会福祉の微妙な関係である。ハイエクは、レッセ・フェールや夜警国家を退けて均質のセーフティー・ネットを容認する一方で、分配的正義を否定し累進課税を批判する。ハイエクが私有財産制度と市場を擁護するのは帰結主義的な観点からなので、ハイエクの社会保障論は経験的な議論に大きく依拠せざるをえない。そのため、ハイ

エクの福祉に関する議論は両価的な議論に見えてしまう。

第7章(長谷川論文)は、ドゥオーキンの平等論を、倫理的責任論に焦点を当てて読み解こうとする。ドゥオーキンは、個人の倫理的責任を強調する。しかし、このことは社会保障の要請を軽視することを意味しない。むしろ、個人の倫理的責任を重視するがゆえに、その基盤となる資源の平等を達成する必要がある。このようなドゥオーキン理解は、第10章(盛山論文)のそれよりも適切であると私は考えるが、倫理的責任が平等論の中心的理念であるという理解は、私の理解とは違っている。

第8章(森村論文)は、福祉国家を批判する理由を直截に論じている。リバタリアニズムの日本での主要な提唱者である森村は、7種類の福祉国家批判の論拠を検討しておきながら、興味深いことに、最小限の社会保障サービスを国家が供給することを容認する。その論拠として示されるのは、人道主義的な考慮あるいは惻隱の情である。こうして、リバタリアニズムさえも社会保障を擁護することが明言されている。もっとも、保障される生活水準がかなり低い点や、強制的な年金制度や経済的平等を目的とする再分配に反対する点では、なお思想的独自性は保持されている。

第9章(立岩論文)は、第8章に対して、分配を擁護する多様な議論を展開している。その大部分は、立岩の著書『自由の平等』(岩波書店, 2004)の要約であり、それをさらに要約することは私にはできない。重要なのは、分配を正当化することが、現にある福祉国家を正当化することを意味しないという指摘である。分配論は、福祉供給・労働・生産・国境などのさまざまな領域で組み替えを要請するとの主張は、「福祉の公共哲学」がいかなる知的作業であるべきかを示している刺激的である。

第10章(盛山論文)は、ドゥオーキンとレーマーの平等論が、運と責任の二分法を道徳判断の基礎に置く「責任—平等主義」に陥っていると批判している。つまり、責任—平等主義は、「責任のあるものについては責任を問われるべきだが、責任のないものについては責任を問うべきではない」という道徳理論を基礎に置いているが、何に責任があるかないか自体が制度的に決定される点を見逃しているとされる。しかし、ドゥオーキンらの平等論が責任の有無を第一に同定する基礎付け主義だという理解は、現代平等論的的確な性

格付けだと私には思われない。

第11章(新川論文)は、福祉と労働の関係の再編という問題意識のもとで、「福祉ではなく労働」(自由主義的福祉国家)、「労働を通じた福祉」(保守主義的福祉国家)、「福祉も労働も」(社会民主主義的福祉国家)といった従来の制度構想に代えて提示されている「労働なき福祉」=基本所得(basic income)を紹介し検討している。特に、無条件基本所得、参加所得、負の所得税といった基本所得構想内部の相違が丹念に検討されている。基本所得の脱生産主義的発想は、日本の社会福祉を検討する場合には、重要な対照項を与えてくれるだろう。

第12章(宮本論文)は、福祉国家再編の原理として、「労働なき福祉」の脱却を目指すワークフェアに着目している。興味深いのは、ワークフェアには、福祉給付の条件として就労を課す面と、福祉の目的を就労支援に置く面の二つの面があるという指摘である。この区分に依拠して、前者の労働力拘束モデルの典型としてアメリカを、後者の人的資本開発モデルの典型としてスウェーデンを、それぞれ検討している。さらに、ワークフェアと基本所得の関係についても深く考察しており、教えられることが多い。

第13章(今田論文)は、センのコミットメント論やウォルツァーの複合平等論を援用しつつ、自由主義的な正義の倫理に依拠する福祉国家論を批判している。福祉国家の中心的理念として、正義の倫理に代えて提示されるのが、ギリガンが発見したケアの倫理である。ケアの倫理に依拠した制度構想として、自助か公助かの二分法を批判し、中間集団によって行われる互助ないし共助に期待が向けられている(ケアについては、今田高俊『意味の文明学序説—その先の近代』(東京大学出版会, 2001)で、より理論的に論じられている)。

第14章(後藤論文)は、第13章と並んでケアに着目するが、ケアの位置づけについては異なる理論を提示する。不偏性を本質とする正義の観点に、個人の個別性への関心を本質とするケアの観点を加味することで、異なる社会的ポジションに属する人々の個別状況に配慮した公共的ルールを構築することが可能になるとされる。その具体的プロセスは未だ素描的であるが、「正義からケアへ」と主張する今田論文よりも、正義とケアの調和を模索する後藤論文に、私は理論的魅力を感じる(もっとも、理論的方向性としては、後

藤の「正義にケアを」とは逆の「ケアに正義を」が優れていると私は考える)。

補論1(小林論文)は、本書所収の各論考を手際よくまとめて位置づけつつ、コミュニタリアニズム(共同性主義)に依拠して社会福祉を考察している。その際、「いかなる福祉擁護論も、一定の共同性や共通性を理論的に含まざるをえない」という仮説を提示し論証しようとしている。その仮説は興味深いだが、そこでいわれる「共同性」の内容が希薄化すれば、その仮説自体の意義も希薄化してしまうだろう。そのため、この仮説を維持するためには、共同性のある程度豊かに捉えざるをえない。しかし、そうすると「補論2」で指摘されるような問題に逢着するだろう。

補論2(後藤論文)は、補論1に対して、リベラリズムに依拠した社会福祉を擁護しようとしている。リベラリズムは、共通性・共同性の背後に残る異質性に着目する。リベラルな社会保障は、共同性ではなく、異質な者たちの中で成立する相互性に依拠している。リベラリズムは、市場・共同体・NPOなどを重層的に配置する上位システムに関わる構想として位置づけられている。

3 「福祉の公共哲学」か「福祉国家の哲学」か

以上、各論考が持つ豊かな内容を半ば暴力的に縮減して紹介しコメントを付した。「はしがき」によれば、本書の表題である『福祉の公共哲学』とは、「対象」としての福祉を「方法」としての公共哲学によって解明することを目指している。ここで公共哲学とは、単なる「理念」の世界に埋没する哲学とは異なり、「制度」の契機を内在させた知性である。つまり、福祉の理念的考察だけではなく制度的構想も行うことが、福祉の公共哲学である。そのために本書は、福祉の哲学的考察だけではなく、市場、民主主義、共同体、基本所得、ワークフェアなどの制度的検討をも精力的に行っている。

しかしながら、福祉を語る際に不可欠でありながら本書から欠落している制度がある。「国家」である。福祉国家から福祉社会へというスローガンもあるが、現代社会において国家は、依然として最も重要な福祉の担い手である。国家に関する考察を抜きにして福祉を語ることは不可能である。

確かに、公共哲学は、国家に対抗する公共圏の役割を重視する。そのため、NPOやNGOの機能を強調

するのも理解できないことではない。しかし、公共性概念を空間的にではなく機能的に捉えるならば、国家も公共的な機能を果たす限りでは、公共的問題の枠組に包摂し検討の対象とされなければならない。

もっとも、国家論が顕在的に欠落していることは、国家論が潜在的に欠如していることを意味しない。本書に収められた各論考が、福祉国家論としてどのような帰結を導くのかは、非常に興味深いテーマである。本書の多くの論考は、福祉を普遍的に語る。逆にいえば、個別の国家によって福祉が提供されているという現実を説明し正当化するような理論的契機は含まれて

いない。「地球的分配」や「国境の解除」を明示的に主張する論考さえある。確かに、ロールズやドゥオーキンの理論を、ロールズよりもロールズらしく、ドゥオーキンよりもドゥオーキンらしく解釈すれば、福祉は正当化できても、福祉国家を正当化する契機は含まれないかもしれない。では、福祉国家は不当な制度なのだろうか。それは単なる制度の慣性としてしか説明されないのであろうか。福祉の公共哲学が、福祉国家とどのような距離をとって展開していくのか、興味は尽きない。

(たきかわ・ひろひで 大阪市立大学助教授)